

## 田子町老人福祉センター 利 用 心 得

この老人福祉センターは、田子町が設置した私たちみんなの施設です。お互いに気持ちよく利用できるように、この心得を定めるものです。

基本的には、田子町老人福祉センター設置及び管理に関する条例及び本会が定めた管理規程によりますが、そのほかこの心得を遵守して下さるようお願いいたします。

### 記

#### (一般的な利用の方法)

1. 老人福祉センターを利用するときは、使用する二日前までに申込書を提出して下さい。ただし、相当の理由があるときは口頭(ファックスを含む)での申込みも受け付けします。
2. 老人福祉センターの使用については、事前の準備、後始末、清掃及び整頓は使用者側で行って下さい。

#### (浴室(入浴)の利用の特例)

3. 浴室(入浴)及び娛樂室を利用するときは、前項の定めにかかわらず、利用簿に住所(行政区)、氏名、年齢及び利用区分を記入し、次の利用負担金を納入することによって利用することができます。
4. 浴室(入浴)の利用負担金は、当分の間、一人1日につき百円です。納入箱に入れて下さい。領収証は発行いたしませんのでご了承下さい。ただし、団体等の利用で領収証の発行を必要とする場合は、この限りではありません。
5. 浴室(入浴)の利用にあたっては、次のことを守って下さい。
  - イ. 石鹸・タオル等入浴に必要なものは各自ご準備下さい。
  - ロ. 浴室はすべりやすいので注意してご利用下さい。
  - ハ. 感染のおそれがあると思われる皮膚疾患のあるかたや、体調が思わしくないとき又は飲酒をしたかたは、入浴をご遠慮下さい。
- ニ. 入浴に介助が必要と思われる方は、必ず介助者をつけて下さい。なお、介助者の入浴はご遠慮下さい。
- ホ. 浴槽内には、タオルを持ち込まないで下さい。
- ヘ. 入浴は午後3時30分までに済ませて下さい。

#### (管理上の厳守事項)

6. 火災防止のため、火の取り扱いには十分注意して下さい。特に、指定された場所以外での喫煙はしないようにして下さい。
7. 盗難防止のため、細心の注意を払って下さい。万が一紛失、盗難に合った場合においても、本会はその責任を負いかねます。
8. 廃棄物は、指定の場所以外には捨てないようにして下さい。
9. 器機・用具などは大切に使い、独占的に利用しないようにして下さい。
10. 前各号のほか管理者から管理上の指示があった場合は、これに従うようにして下さい。